

法 学 研 究 科

法学研究科
共通

研究指導概要

博士前期課程

1. 各学期の指導内容

1 年次前期

- ・基本文献により研究の基礎を構築する。
- ・文献収集・判例検索の方法等、研究の基本的手法を習得する。
- ・研究テーマ（修士論文課題）の絞り込みを行う。
- ・学術論文執筆に係る基礎的作法を習得（注の付け方など）する。

1 年次後期

- ・前期の基礎的研究を踏まえて、研究テーマ（修士論文課題）を確定する。
- ・研究テーマ（修士論文課題）に係る判例および関連文献の収集を行う。
- ・研究テーマ（修士論文課題）に係る判例分析および関連文献の研究を行う。

2 年次前期

- ・修士論文の構成（目次の構成など）を確定する。
- ・修士論文の一部の執筆

2 年次後期

- ・研究の精度を高め、修士学位論文の完成に向けて執筆を進める。
- ・専攻別に実施する修士論文報告会（後述）において、進捗状況を報告し、質疑応答を行うことによって、問題点を確認する。
- ・修士論文の論理展開・文章等の最終確認と推敲を行う。

2. 論文報告会（論文発表会）等の概要と発表の要件等

- ・主指導教授の研究指導を2年間履修しなければならない。
- ・博士前期課程2年生は、原則として11月の研究科委員会終了後に開催される中間報告会で、論文の進捗状況等を報告する。疾病その他やむを得ない理由で、中間報告を行えない者は、中間報告会と近接する時期に、主指導教授その他自分の属する専攻の大学院科目担当教員等の前で報告することで中間報告に代えることができる。
- ・報告者は、目次等を記載したレジュメを事前に提出し、10分を目処に報告および参加教員との質疑応答を行うものとする。

3. 特定課題研究論文等

本研究科では、公務員コースの学生について、修士論文の提出にかえて、特定課題研究論文の提出を認めている。特定課題研究論文とは、特定の課題について実践的に調査・研究した論文をいう。本研究科では、特定の課題について「東洋大学大学院法学研究科公務員コースの単位修得および修了に関する内規」および「公務員コース博士前期課程修士試取扱い要領」で定義する。特定課題研究論文での提出を希望する者は、以下の要件に沿って提出すること。

1. 特定課題の内容について教員の指導を受ける。
2. 修士論文に代えて、特定課題研究論文を提出する者も、原則として11月の研究科委員会終了後に開催される上記中間報告会で報告するものとする。疾病その他やむを得ない理由で、中間報告を行えない者は、中間報告会と近接する時期に、主指導教授その他自分の属する専攻の大学院科目担当教員で当該学生の選択した特定課題を出題した教員の前で報告することで中間報告に代えることができる。

博士後期課程

1. 各学期の指導内容

1 年次前期

- ・主指導教授と相談の上、研究テーマ（博士論文課題）を確定する。
- ・研究テーマに係る外国法研究のために、外国法の領域を確定する。
- ・確定した研究テーマに関し、基礎的研究および外国法研究を行うとともに、判例および文献収集を行う。

- ・原則として6月の研究科委員会終了後に開催される博士論文中間報告会（第1回）において、研究テーマと研究の進捗状況について報告し、参加教員と質疑応答を行う。

1 年次後期

- ・研究テーマに関する基礎的研究または外国法研究の内容について、主指導教授等に指導を受けて論文を執筆し、大学院紀要その他の学術誌に掲載することを目指す。
- ・原則として12月の研究科委員会終了後に開催される博士論文中間報告会（第2回）において、研究テーマと研究の進捗状況について報告し、参加教員と質疑応答を行う。

2 年次前期

- ・確定した研究テーマに関し、1年次の基礎的研究および外国法研究を踏まえてさらに発展的研究を行うとともに、そのための判例および文献収集を行う。
- ・原則として6月の研究科委員会終了後に開催される博士論文中間報告会（第1回）において、研究テーマと研究の進捗状況について報告し、参加教員と質疑応答を行う。

2 年次後期

- ・前期に行った発展的研究の内容について、主指導教授等に指導を受けて論文を執筆し、大学院紀要その他の学術誌に掲載することを目指す。
- ・原則として12月の研究科委員会終了後に開催される博士論文中間報告会（第2回）において、研究テーマと研究の進捗状況について報告し、参加教員と質疑応答を行う。

3 年次前期

- ・博士（甲）論文の事前審査を行うので、6月末までにそのために提出する学位請求論文の下書および業績一覧を作成する。
- ・原則として6月の研究科委員会終了後に開催される博士論文中間報告会（第1回）において、研究テーマと研究の進捗状況について報告し、参加教員と質疑応答を行う。

3 年次後期

- ・指導教授の指示により博士（甲）論文の提出し、3月修了を目指す者は、11月の提出期間（大学院要覧参照。）までに大学院教務課に博士学位請求論文できるよう執筆を行う。
- ・次年度以降に修了予定の者は、原則として12月の研究科委員会終了後に開催される博士論文中間報告会（第2回）において、研究テーマと研究の進捗状況について報告し、参加教員と質疑応答を行う。

2. 論文報告会（論文発表会）等の概要と発表の要件等

- ・博士後期課程に在籍する者および同課程満期退学者で博士（甲）論文の提出を行おうとする者は、年度内に2度開催される博士論文中間報告会において、研究内容およびその進捗状況等について報告をしなければならない。博士論文中間報告会は、原則として、6月の研究科委員会終了後と12月の研究科委員会終了後に開催されるものとする。

当該者は、研究内容にするレジюмеを当日持参し、これをもとに各自20分を目処として報告および参加教員との質疑応答を行う。

なお、博士学位請求論文の進捗状況に応じて、博士論文中間報告会に代えて、または、これに加えて個別の報告会を実施することがある。

東洋大学大学院法学研究科公務員コースの単位修得および修了に関する内規

改正 平成28年4月1日

(目的)

第1条 この内規は、東洋大学大学院法学研究科博士前期課程に設けられた公務員コース（以下「本コース」という。）に所属し、修士（法学）の学位取得を目指す者の単位の修得と修了に関する事項を定める。

（コースおよびコース主任）

第2条 本コースは、私法学専攻博士前期課程と公法学専攻博士前期課程に共通コースとして設置する。

2 本コースに所属することを希望する者は、公務員コース所属希望願を第一年次の法学研究科が定める期日までに大学院教務課に届け出なければならない。

3 本コースの運営にあたるために、本コース科目担当者たる法学研究科委員の中からコース主任1名を選任する。

（単位の修得）

第3条 本コースに所属する者は、この内規の附則2に定める開講科目を履修するようにつとめなければならない。

（指導教員）

第4条 本コースに所属する者は、その所属する私法学専攻または公法学専攻の研究指導担当教員の中から、主指導教授1名と副指導教授1名をその承諾を得て届け出なければならない。

2 主および副指導教授は、原則として内規附則2に定める科目の担当者であることを要する。

但し、特段の事由があるときは、法学研究科委員会の承認を得て、科目担当者以外の教員を以てこれに充てることができる。

3 主および副指導教授については、次条第1項本文が定める論文の選択とともに、第一年次の法学研究科が定める期日までにこれを届出なければならない。

（学位論文・特定課題研究論文の提出）

第5条 本コースに所属する者は、東洋大学大学院学則第12条第1項が規定する「特定課題研究論文」の提出を選択することができる。

但し、特定課題研究論文の提出を選択したときは、この論文を以て税理士国家試験免除申請における修士論文とすることはできない。

2 本コースに所属する者が、前項学則第12条第1項が規定する修士論文の提出時にその選択を前項が規定する特定課題研究論文に変更するとき、もしくはその逆の場合は、現主指導教授の承諾を得て、遅くとも第二年次の修士論文・特定課題研究論文題目届を以て届出なければならない。

この届出にあたっては、論文題目のほか、主および副指導教授も併せて届出を要する。

3 特定課題研究論文は、この内規附則第2に掲げる開講科目について提出するものとする。

4 前項の論文は20,000字を目途とする。

5 本条第3項の論文については、主指導教授が、副指導教授と協議の上、審査報告書を作成するものとする。

第6条 （削除）

（特定課題研究論文の取扱い等）

第7条 本コースに所属し、特定課題研究論文の提出を選択した者が提出した論文については、この内規に特別の定めのある場合を除くほか、東洋大学大学院学則および東洋大学学位規則の定めによるものとする。

（特定課題研究論文の保存）

第8条 大学院教務課は、審査の終了した特定課題研究論文を東洋大学大学院学則第12条第1項が定める修士論文と同様に保存しなければならない。

（改正手続）

第9条 この内規の改正は、法学研究科委員会の承認を得ることを要する。

附則

1 この内規は平成16年度入学者および在学生から適用する。

2 内規第3条が規定する開講科目は、下記のとおりとする。

但し、受験を目指す試験の関係で下記の科目以外が必要となる場合は、法学研究科長の許可を得て、コース科目に編入することができる。

	科目名	開講科目名	単位
公務員 コース 科目一 覧	憲法	憲法演習Ⅰ／憲法演習Ⅱ／憲法演習Ⅲ	4
	民法	民法特論Ⅲ	4
	行政法	行政法特論	4
	経済原論	経済原論特論	4
	商法	商法演習Ⅰ／商法演習Ⅱ／商法演習Ⅲ	4
	刑法	刑法演習Ⅰ／刑法演習Ⅱ	4
	行政学	行政学演習	4
	政治学	政治学演習／政治学特論	4

附則

この内規は平成28年4月1日より施行する。

公務員コース博士前期課程修了試験取扱い要領

改正 平成28年4月1日

東洋大学大学院法学研究科公務員コース博士前期課程の修了試験は、以下のような取扱いによるものとする。

1. 公務員コース（以下本コースという）に在籍する院生のうち、特定課題研究論文の提出を選択した者の博士前期課程修了試験については、この取扱い要領を適用する。
2. 本コース在籍者のうち、特定課題研究論文の提出を選択した者は、次の（１）または（２）のいずれかを選択して、その旨を大学院教務課に届出なければならない。
 - （１）５科目選択
内規第３条が掲げる５科目につき出題された課題問題につき、各科目の論文を提出する。問題の出題時期は各科目担当教員がこれを適宜定める。
なお、論文題目は私法学専攻については「私法と公法における諸問題」とし、公法学専攻については「公法と私法における諸問題」とする。
 - （２）１科目選択
内規第３条が掲げる開講科目の中から１科目を選択し、指導教授の指導によりテーマを決定して、そのテーマにつき、論文を提出する。
3. 前記２の定める論文の提出は、一般院生の修士論文の提出時期と同様とする。
4. 特定課題研究論文を提出した本コースの在籍者のうち、前記２の（２）の者については、口述試験は一般コースの院生の口述試験に準じてこれを行い、前記２の（１）の者に対する口述試験は、２～３科目担当の出題者によって行う。

※２の（１）及至（２）の科目については内規参照

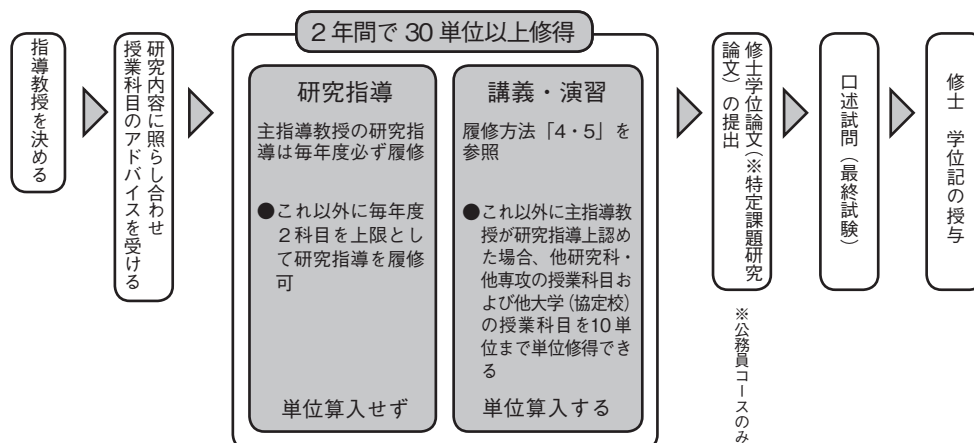
附則

- 1 この取扱い要領は、平成28年4月1日より施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成27年度以前の入学生については、なお従前の例による。

私 法 学 専 攻

前期課程

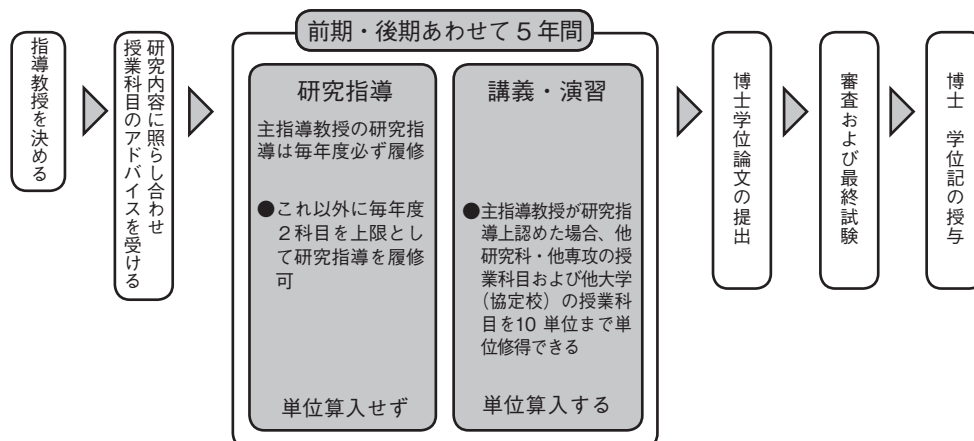
履修の流れ



私法学

後期課程

履修の流れ



私 法 学 専 攻

博士前期課程

授業科目・研究指導	講義・演習の別	単位	科目ナンバリング	職 名	担当教員	備 考
民法特論Ⅰ	講義	4	CIL601	教授	小林 秀 年	
民法特論Ⅱ	講義	4	CIL602	教授	太 矢 一 彦	
民法特論Ⅲ	講義	4	CIL603	教授	芦 野 訓 和	
民法特論Ⅳ	講義	4	CIL604	教授	中 村 恵	
民法演習Ⅰ	演習	4	CIL605	教授	相 川 修	民法研究指導Ⅰと共通
民法演習Ⅱ	演習	4	CIL606	教授	熊 田 裕 之	民法研究指導Ⅱと共通
民法演習Ⅲ	演習	4	CIL607	教授	芦 野 訓 和	民法研究指導Ⅲと共通
民法演習Ⅳ	演習	4	CIL608	教授	橋 本 昇 二	民法研究指導Ⅳと共通
民法演習Ⅴ	演習	4	CIL609	教授	太 矢 一 彦	民法研究指導Ⅴと共通
商法特論Ⅰ	講義	4	CIL610	非常勤講師	周 劍 龍	
商法特論Ⅱ	講義	4	CIL611	教授	遠 藤 喜 佳	
商法特論Ⅲ	講義	4	CIL612	教授	井 上 貴 也	
商法演習Ⅰ	演習	4	CIL613	教授	藤 村 知 己	商法研究指導Ⅰと共通
商法演習Ⅱ	演習	4	CIL614	教授	松 井 英 樹	商法研究指導Ⅱと共通
商法演習Ⅲ	演習	4	CIL615	教授	遠 藤 喜 佳	商法研究指導Ⅲと共通
企業法演習	演習	4	CIL616	教授	楠 元 純一郎	企業法研究指導と共通
会社法務特論	講義	4	CIL617	教授	松 井 英 樹	
民事訴訟法特論	講義	4	CIL618	教授	清 水 宏	
民事訴訟法演習Ⅰ	演習	4	CIL619			本年度休講
民事訴訟法演習Ⅱ	演習	4	CIL620	教授	坂 本 恵 三	民事訴訟法研究指導Ⅱと共通
法哲学特論	講義	4	FUL601			本年度休講
法制史特論	講義	4	FUL602	教授(兼任)	後 藤 武 秀	
外国法(英法)	講義	4	FUL603	教授	今 井 雅 子	
外国法(独法)	講義	4	FUL604	教授(兼任)	名 雪 健 二	
外国法(仏法)	講義	4	FUL605	非常勤講師	矢 澤 昇 治	
国際私法演習	演習	4	ILA601			本年度休講
知的財産権法演習	演習	4	NFL601			本年度休講
実務社会法	講義	4	SOL605	非常勤講師	田 中 建 一	
労働法演習	演習	4	SOL601	教授	鎌 田 耕 一	労働法研究指導と共通
社会保障法演習	演習	4	SOL606	教授	上 田 真 理	社会保障法研究指導と共通
経済法特論Ⅰ	講義	4	SOL602			本年度休講
書士業務論	講義	4	LAW601	非常勤講師	佐 藤 修	
経済法演習	演習	4	SOL603	教授	多 田 英 明	経済法研究指導と共通
建築関係法特論	講義	4	CIL621	教授	大 森 文 彦	
論文表現法	講義	4	SEM601	非常勤講師	山 本 大二郎	
憲法演習Ⅰ	演習	4	PUL601	教授(兼任)	佐 藤 修一郎	
憲法演習Ⅱ	演習	4	PUL602	教授(兼任)	名 雪 健 二	
憲法演習Ⅲ	演習	4	PUL603			本年度休講
英書講読	講義	4	FUL606	教授	山 下 りえ子	
行政法特論	講義	4	PUL604	非常勤講師(兼任)	山 下 清兵衛	
経済原論特論	講義	4	SOL604	非常勤講師	中 野 宏	
刑法演習Ⅰ	演習	4	CRL601	教授(兼任)	萩 原 滋	
刑法演習Ⅱ	演習	4	CRL602	教授(兼任)	武 藤 眞 朗	
刑事訴訟法演習	演習	4	CRL603	客員教授(兼任)	川 上 拓 一	
行政学演習	演習	4	PUL605	非常勤講師(兼任)	藤 井 浩 司	
政治学特論	講義	4	POL601			本年度休講

授業科目・研究指導	講義・演習の別	単位	相 ナシ ナンバリング	職 名	担当教員	備 考
政治学演習	演習	4	POL602	教授(兼任)	竹 島 博 之	
破産法演習	演習	4	CIL622	教授	櫻 本 正 樹	破産法研究指導と共通
民法研究指導Ⅰ			REG601	教授	相 川 修	
民法研究指導Ⅱ			REG602	教授	熊 田 裕 之	
民法研究指導Ⅲ			REG603	教授	芦 野 訓 和	
民法研究指導Ⅳ			REG604	教授	橋 本 昇 二	
民法研究指導Ⅴ			REG605	教授	太 矢 一 彦	
商法研究指導Ⅰ			REG606	教授	藤 村 知 己	
商法研究指導Ⅱ			REG607	教授	松 井 英 樹	
商法研究指導Ⅲ			REG608	教授	遠 藤 喜 佳	
民事訴訟法研究指導Ⅰ			REG609			本年度休講
民事訴訟法研究指導Ⅱ			REG610	教授	坂 本 恵 三	
企業法研究指導			REG611	教授	楠 元 純一郎	
国際私法研究指導			REG612			本年度休講
知的財産権法研究指導			REG613			本年度休講
労働法研究指導			REG614	教授	鎌 田 耕 一	
社会保障法研究指導			REG618	教授	上 田 真 理	
経済法研究指導			REG616	教授	多 田 英 明	
破産法研究指導			REG617	教授	櫻 本 正 樹	

履修方法

- 履修する授業科目は、指導教授の指示を受けて決定すること。
- 指導教授は、主指導教授1名・副指導教授1名の計2名とする。ただし、主指導教授の判断により、副指導教授が2名となる場合がある。「研究指導」は、年度毎に3科目（主指導教授1名・副指導教授2名）を上限として、履修・単位修得（0単位）することができる（各研究指導は、指定された演習において行う）。
- 主指導教授の「研究指導」は、毎年度必ず履修すること。**
- 主指導教授が担当する「演習」は、在学中**2回（8単位）**まで履修・単位修得することができ、かつ修得した単位は修了単位として認められる（「研究指導」と共通して開講されているもので、1科目のみが対象となる）。**3回目以降**（原級した場合等）の履修・聴講は「自由聴講」扱いとなり、成績および単位は認定されるが、**修了要件としては扱わない。**
- 上記4.以外の「演習」または「講義」は、同一科目を在学中何回でも履修・単位修得することができるが、この場合、**修了単位として認められるのは、最初に修得した成績および単位のみとする。**したがって、2回目以降の履修・聴講は、「自由聴講」扱いとなり、成績および単位は認定されるが、修了要件としては扱わない。
- 本表に掲げたものの他、指導教授が教育研究上必要と認めるときは、本学その他研究科・専攻の授業科目および他大学（協定校）の授業科目を**10単位まで**単位修得し、修了単位に充当することができる（同一名称の科目は1回のみ単位修得することができる。2回目以降の履修・聴講は「自由聴講」扱いとなり、成績及び単位は認定されるが、修了要件としては扱わない）。
- 公務員コース**に所属する者は、**p.128**の内規に従い履修すること。

博士後期課程

授業科目・研究指導	講義・演習の別	単位	科目ナンバリング	職 名	担当教員	備 考
民法特殊研究Ⅰ	講義	4	CIL701	教授	芦野訓和	民法研究指導Ⅰと共通
民法特殊研究Ⅱ	講義	4	CIL702	教授	熊田裕之	民法研究指導Ⅱと共通
民法特殊演習Ⅰ	演習	4	CIL703	教授	相川修	民法研究指導Ⅴと共通
民法特殊演習Ⅱ	演習	4	CIL704			本年度休講
民法特殊演習Ⅲ	演習	4	CIL705			本年度休講
民法特殊演習Ⅳ	演習	4	CIL706	教授	橋本昇二	民法研究指導Ⅳと共通
商法特殊研究Ⅰ	講義	4	CIL707	非常勤講師	周 劍龍	
商法特殊研究Ⅱ	講義	4	CIL708	教授	遠藤喜佳	
商法特殊演習Ⅰ	演習	4	CIL709	教授	藤村知己	商法研究指導Ⅰと共通
商法特殊演習Ⅱ	演習	4	CIL710	教授	遠藤喜佳	商法研究指導Ⅱと共通
企業法特殊演習	演習	4	CIL711			本年度休講
民事訴訟法特殊研究	講義	4	CIL712			本年度休講
民事訴訟法特殊演習Ⅰ	演習	4	CIL713			本年度休講
民事訴訟法特殊演習Ⅱ	演習	4	CIL714	教授	坂本恵三	民事訴訟法研究指導Ⅱと共通
比較法学特殊研究	講義	4	FUL701			本年度休講
国際私法特殊研究	講義	4	ILA701			本年度休講
知的財産権法特殊演習	演習	4	NFL701			本年度休講
労働法特殊演習	演習	4	SOL701	教授	鎌田耕一	労働法研究指導と共通
経済法特殊演習	演習	4	SOL702			本年度休講
英米財産法特殊研究	講義	4	ILA702			本年度休講
倒産法特殊研究	講義	4	CIL715	教授	櫻本正樹	
民法研究指導Ⅰ			REG701	教授	芦野訓和	
民法研究指導Ⅱ			REG702	教授	熊田裕之	
民法研究指導Ⅲ			REG703			本年度休講
民法研究指導Ⅳ			REG704	教授	橋本昇二	
民法研究指導Ⅴ			REG705	教授	相川修	
商法研究指導Ⅰ			REG706	教授	藤村知己	
商法研究指導Ⅱ			REG707	教授	遠藤喜佳	
民事訴訟法研究指導Ⅰ			REG708			本年度休講
民事訴訟法研究指導Ⅱ			REG709	教授	坂本恵三	
企業法研究指導			REG710			本年度休講
国際私法研究指導			REG711			本年度休講
知的財産権法研究指導			REG712			本年度休講
労働法研究指導			REG713	教授	鎌田耕一	
経済法研究指導			REG714			本年度休講

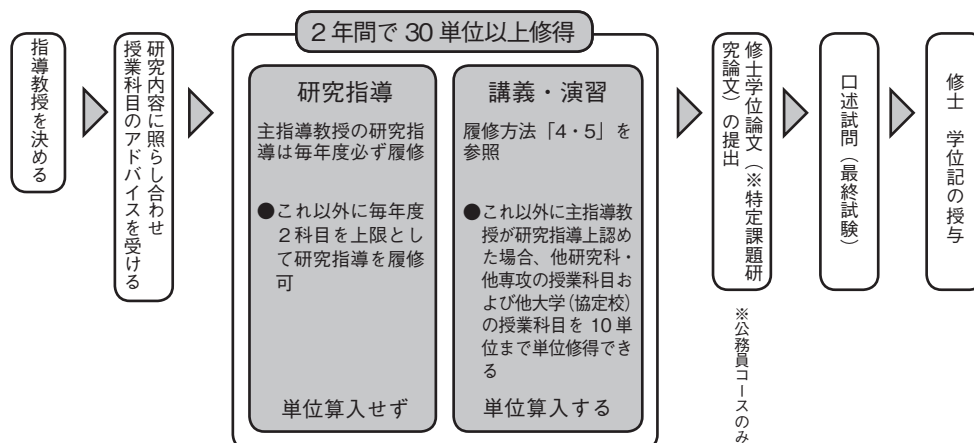
履修方法

- 履修する授業科目は、指導教授の指示を受けて決定すること。
- 指導教授は、主指導教授1名・副指導教授1名の計2名とする。ただし、主指導教授の判断により、副指導教授が2名となる場合がある。「研究指導」は、年度毎に3科目（主指導教授1名・副指導教授2名）を上限として、履修・単位修得（0単位）することができる（各研究指導は、指定された講義または演習において行う）。
- 主指導教授の「研究指導」は、毎年度必ず履修すること。
- 本表に掲げたものの他、指導教授が教育研究上必要と認めるときは、本学の他研究科・専攻の授業科目および他大学（協定校）の授業科目を10単位まで単位修得することができる（同一名称の科目は1回のみ単位修得することができる。2回目以降の履修・聴講は「自由聴講」扱いとなり、成績及び単位は認定されるが、修了要件としては扱わない）。

公法学専攻

前期課程

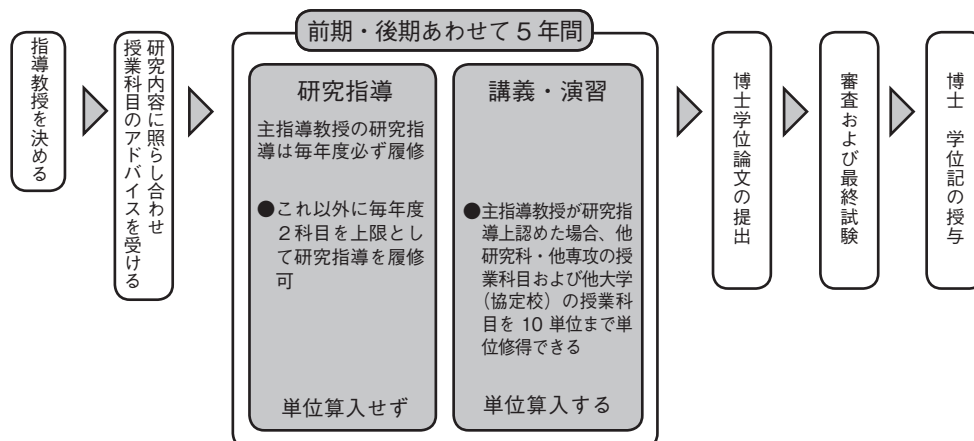
履修の流れ



公法学

後期課程

履修の流れ



公 法 学 専 攻

博士前期課程

授業科目・研究指導	講義・演習の別	単位	相 ナシバツグ	職 名	担当教員	備 考
憲 法 演 習 I	演 習	4	PUL601	教 授	佐 藤 修一郎	憲法研究指導 I と共通
憲 法 演 習 II	演 習	4	PUL602	教 授	名 雪 健 二	憲法研究指導 II と共通
憲 法 演 習 III	演 習	4	PUL603			本年度休講
未 成 年 者 保 護 法 演 習	演 習	4	CRL601			本年度休講
行 政 法 演 習 I	演 習	4	PUL604			本年度休講
行 政 法 演 習 II	演 習	4	PUL605	客 員 教 授	森 稔 樹	行政法研究指導 II と共通
行 政 学 演 習	演 習	4	PUL606	非常勤講師	藤 井 浩 司	
租 税 法 特 論 I	講 義	4	PUL607	客 員 教 授	渡 邊 充	
租 税 法 特 論 II	講 義	4	PUL608	客 員 教 授	渡 邊 充	
租 税 法 演 習	演 習	4	PUL609	教 授	高 野 幸 大	
社 会 保 障 法 特 論	講 義	4	SOL601			本年度休講
社 会 保 障 法 演 習	演 習	4	SOL603	教授 (兼担)	上 田 真 理	
労 働 法 演 習	演 習	4	SOL604	教授 (兼担)	鎌 田 耕 一	
刑 法 特 論	講 義	4	CRL602			本年度休講
刑 法 演 習 I	演 習	4	CRL603	教 授	萩 原 滋	刑法研究指導 I と共通
刑 法 演 習 II	演 習	4	CRL604	教 授	武 藤 眞 朗	刑法研究指導 II と共通
刑 事 訴 訟 法 特 論	講 義	4	CRL605			本年度休講
刑 事 訴 訟 法 演 習	演 習	4	CRL606	客 員 教 授	川 上 拓 一	刑事訴訟法研究指導と共通
刑 事 政 策 特 論	講 義	4	CRL607	教 授	武 藤 眞 朗	
法 哲 学 特 論	講 義	4	FUL601			本年度休講
政 治 学 特 論	講 義	4	POL601			本年度休講
政 治 学 演 習	演 習	4	POL602	教 授	竹 島 博 之	政治学研究指導と共通
比 較 法 思 想 史 演 習	演 習	4	FUL602	教 授	後 藤 武 秀	比較法思想史研究指導と共通
国 際 公 法 特 論	講 義	4	ILA601			本年度休講
国 際 公 法 演 習	演 習	4	ILA602	教 授	齋 藤 洋	国際公法研究指導と共通
論 文 表 現 法	講 義	4	JLN601	非常勤講師	浅 海 伸 夫	
外 国 法 (英 法)	講 義	4	FUL603	教授 (兼担)	今 井 雅 子	
外 国 法 (独 法)	講 義	4	FUL604	教 授	名 雪 健 二	
外 国 法 (仏 法)	講 義	4	FUL605	非常勤講師 (兼担)	矢 澤 昇 治	
法 制 史 特 論	講 義	4	FUL606	教 授	後 藤 武 秀	
民 法 特 論 III	講 義	4	CIL602	教授 (兼担)	芦 野 訓 和	
英 書 講 読	講 義	4	FUL607	教授 (兼担)	山 下 りえ子	
行 政 法 特 論	講 義	4	PUL610	非常勤講師	山 下 清兵衛	
経 済 原 論 特 論	講 義	4	SOL602	非常勤講師 (兼担)	中 野 宏	
民 法 特 論 II	講 義	4	CIL601	教授 (兼担)	太 矢 一 彦	
民 法 演 習 IV	演 習	4	CIL603	教授 (兼担)	橋 本 昇 二	
商 法 演 習 I	演 習	4	CIL604	教授 (兼担)	藤 村 知 己	
商 法 演 習 II	演 習	4	CIL605	教授 (兼担)	松 井 英 樹	
商 法 演 習 III	演 習	4	CIL606	教授 (兼担)	遠 藤 喜 佳	
民 事 訴 訟 法 演 習 II	演 習	4	CIL607	教授 (兼担)	坂 本 恵 三	

授業科目・研究指導	講義・演習の別	単位	相 ナシバツグ	職 名	担当教員	備 考
憲 法 研 究 指 導 I			REG601	教 授	佐 藤 修一郎	
憲 法 研 究 指 導 II			REG602	教 授	名 雪 健 二	
憲 法 研 究 指 導 III			REG603			本年度休講
未成年者保護法研究指導			REG604			本年度休講
行 政 法 研 究 指 導 I			REG605			本年度休講
行 政 法 研 究 指 導 II			REG606	客 員 教 授	森 稔 樹	
行 政 学 研 究 指 導			REG607			本年度休講
刑 法 研 究 指 導 I			REG608	教 授	萩 原 滋	
刑 法 研 究 指 導 II			REG609	教 授	武 藤 眞 朗	
刑 事 訴 訟 法 研 究 指 導			REG610	客 員 教 授	川 上 拓 一	
租 税 法 研 究 指 導 ①			REG611	教 授	高 野 幸 大	
租 税 法 研 究 指 導 ②			REG612	客 員 教 授	渡 邊 充	
政 治 学 研 究 指 導			REG613	教 授	竹 島 博 之	
比 較 法 思 想 史 研 究 指 導			REG614	教 授	後 藤 武 秀	
国 際 公 法 研 究 指 導			REG615	教 授	齋 藤 洋	

履修方法

- 履修する授業科目は、指導教授の指示を受けて決定すること。
- 指導教授は、主指導教授1名・副指導教授1名の計2名とする。ただし、主指導教授の判断により、副指導教授が2名となる場合がある。「研究指導」は、年度毎に3科目（主指導教授1名・副指導教授2名）を上限として、履修・単位修得（0単位）することができる。
- 主指導教授の「研究指導」は、毎年度必ず履修すること。
- 主指導教授が担当する「演習」または「講義」は、在学中2回（8単位）までこれを履修・単位修得することができ、かつ修得した単位は修了単位として認められる（「研究指導」と共通して開講されているもので、1科目のみが対象となる。ただし、「租税法演習」「租税法特論Ⅰ」「租税法特論Ⅱ」については、「研究指導」と共通して開講されていないが、この取り扱いの対象となる。また、「租税法特論Ⅰ」「租税法特論Ⅱ」についてはいずれか1科目が対象となる）。3回目以降（原級した場合等）の履修・聴講は「自由聴講」扱いとなり、成績および単位は認定されるが、修了要件としては扱われない。
- 上記4.以外の「演習」または「講義」は、同一科目を在学中何回でも履修・単位修得することができるが、この場合、修了単位として認められるのは、最初に修得した成績および単位のみとする。したがって、2度目以降の履修・聴講は、「自由聴講」扱いとなり、成績および単位は認定されるが、修了要件としては扱われない。
- 本表に掲げたものの他、指導教授が教育研究上必要と認めるときは、本学の他研究科・専攻の授業科目および他大学（協定校）の授業科目を10単位まで単位修得し、修了単位に充当することができる（同一名称の科目については1回のみ単位修得することができる。2回目以降の履修・聴講は「自由聴講」扱いとなり、成績及び単位は認定されるが、修了要件としては扱わない）。
- 公務員コースに所属する者は、p.128の内規に従い履修すること。

博士後期課程

授業科目・研究指導	講義・演習の別	単位	相 ナ ン バ ー ン グ	職 名	担当教員	備 考
憲 法 特 殊 研 究 I	演 習		PUL701			本年度休講
憲 法 特 殊 研 究 II	演 習		PUL702	教 授	名 雪 健 二	憲法研究指導Ⅱと共通
憲 法 特 殊 研 究 III	演 習		PUL703			本年度休講
国 際 公 法 特 殊 研 究	講 義		ILA701	教 授	齋 藤 洋	国際公法研究指導と共通
政 治 学 特 殊 研 究	演 習		POL701			本年度休講
比 較 法 思 想 史 特 殊 研 究	講 義		FUL701			本年度休講
法 哲 学 特 殊 研 究	講 義		FUL702			本年度休講
行 政 法 特 殊 研 究 I	演 習		PUL704			本年度休講
行 政 法 特 殊 研 究 II	演 習		PUL705			本年度休講
行 政 学 特 殊 研 究	演 習		PUL706			本年度休講
租 税 法 特 殊 研 究	講 義		PUL707	教 授	高 野 幸 大	租税法研究指導と共通
社 会 保 障 法 特 殊 研 究	講 義		SOL701			本年度休講
刑 法 特 殊 研 究 I	講 義		CRL701	教 授	萩 原 滋	
刑 法 特 殊 研 究 II	演 習		CRL702	教 授	武 藤 眞 朗	刑法研究指導と共通
刑 事 訴 訟 法 特 殊 研 究	演 習		CRL703			本年度休講
刑 事 政 策 特 殊 研 究	講 義		CRL704			本年度休講
憲 法 研 究 指 導 I			REG701			本年度休講
憲 法 研 究 指 導 II			REG702	教 授	名 雪 健 二	
憲 法 研 究 指 導 III			REG703			本年度休講
国 際 公 法 研 究 指 導			REG704	教 授	齋 藤 洋	
政 治 学 研 究 指 導			REG705			本年度休講
行 政 法 研 究 指 導 I			REG706			本年度休講
行 政 法 研 究 指 導 II			REG707			本年度休講
行 政 学 研 究 指 導			REG708			本年度休講
刑 法 研 究 指 導			REG709	教 授	武 藤 眞 朗	
刑 事 訴 訟 法 研 究 指 導			REG710			本年度休講
租 税 法 研 究 指 導			REG711	教 授	高 野 幸 大	

履修方法

- 履修する授業科目は、指導教授の指示を受けてこれを決定すること。
- 指導教授は、主指導教授1名・副指導教授1名の計2名とする。ただし、主指導教授の判断により、副指導教授が2名となる場合がある。「研究指導」は、年度毎に3科目（主指導教授1名・副指導教授2名）を上限として、これを履修・単位修得（0単位）することができる（各研究指導は、指定された講義または演習においてこれを行う）。
- 主指導教授の「研究指導」については、毎年度必ず履修すること。
- 本表に掲げたものの他、指導教授が教育研究上必要と認めるときは、本学の他研究科・専攻の授業科目および他大学（協定校）の授業科目を10単位まで単位修得することができる（同一名称の科目については1回のみ単位修得することができる。2回目以降の履修・聴講は「自由聴講」扱いとなり、成績及び単位は認定されるが、修了要件としては扱わない）。